

議案第 100 号

伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市印鑑条例（平成 16 年伊賀市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項中「第 2 条第 1 項第 1 号に規定する証明書等自動交付機（以下「自動交付機」という。）により証明書を交付するサービス及び同項第 2 号に規定する印鑑登録証明書を交付するサービス」を「第 2 条第 1 項各号に規定するサービス」に改める。

第 18 条（見出しを含む。）中「自動交付機」を「多機能端末機又は窓口受付端末機」に改める。

(伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 20 年伊賀市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「証明書等自動交付機により証明書」を「多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で住基カードを利用することにより、証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。）により証明書等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 窓口受付端末機（住基カードを利用することにより証明書等の交付を申請するこ

とができる端末機をいう。)により証明書等の交付の申請を受け付けるサービス
第2条第2項中「前項第1号」の次に「及び第3号」を加える。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、前条第1項各号に掲げるサービスを受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 成年被後見人

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。